

小国町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月

小 国 町

目 次

	頁
I 背景	1
II 目的	2
III 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項	3
1 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応	3
2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
3 対策項目	6
IV 危機管理体制	7
1 危機管理体制の確立	7
2 関係機関の役割	9
V 各対策項目の考え方及び取組み	11
1 実施体制	11
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	13
3 まん延防止	16
4 ワクチン	18
5 保健	22
6 物資	23
7 町民生活及び地域経済の安定の確保	24
【用語解説】	27

I 背景

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。

世界がこうした感染症等の発生のおそれには引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があるが、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

このため、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から感染症危機に備え、有事における関係機関の役割を明確化しながら連携を密にし、万全な体制を整えることが重要である。

新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとして、平成26年11月に策定した、小国町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、迅速かつ着実に必要な対策を実施するものである。

Ⅱ 目的

本計画は、関係機関が共通の認識に立ち、町民の不安解消、流行の拡大による町民の健康福祉並びに社会的被害を最小限に抑えるために、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、県策定の「新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年10月変更、以下「県行動計画」という。）」との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対応策を定めるものである。

新型インフルエンザ等対策の目的及び対策の基本方針を次のとおり定め、対策を講じていく。

1 目 的

感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、町民の生活安定と健康を確保する。

2 基本方針

- （1）的確な調査と情報収集及び町民に対する迅速で正確な情報提供
- （2）患者に対する適切な医療の提供
- （3）適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

3 本計画が対象とする感染症

本計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

- （1）感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- （2）感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- （3）感染症法第6条第9項に規定する新感染症等で全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものの

本計画は、今後、県行動計画の見直しや行動マニュアル等の作成等により、必要に応じて修正を行っていくこととする。

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立する。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、本計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

1 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応

(1) 有事のシナリオの考え方

以下の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、病原体の性状に応じた対策を講じる。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(2) 発生段階ごとの対応

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、政府行動計画で定める発生段階に準じて、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

① 準備期

まだ新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、町民に対する日頃からの啓発や事業所等での事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

② 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階をいい、この場合、直ちに初動対応の体制に切り替える。感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

③ 対応期

対応期については、以下の（ア）から（エ）までの時期に区分する。

（ア）封じ込めを念頭に対応する時期

（イ）病原体の性状等に応じて対応する時期

（ウ）ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

（エ）特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

（１）平時からの備えの充実

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を、関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるよう、体制整備を進める。

③ 関係者・町民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ DXの推進、人材育成

医療関連情報の有効活用、関係者間での連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の取組みを進める。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、次の取組みにより、感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の変化や社会経済等の状況に合わせ、県等の対策の切替え方針の検討状況を注視しながら、有事における対策の切替え等について町民に対し分かりやすく示すことに留意する。

② 対策項目ごとの時期区分

個々の対策については、県が示すリスク評価等に応じて、適切な時期に対策の切替えを実施する。

③ 町民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用し、普及する。

特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重するものとし、町民に対し、不要不急の外出の自粛等の要請等の周知を行う場合、法令の根拠があることを前提とし、リスクコミュニケーションの観点からも、町民に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。さらに、対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関して、必要に応じ県対策本部長へ総合調整を行うよう要請する。

(6) 感染危機管理下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進

め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること、感染症対策も前提とした防災訓練を実施する等の準備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(7) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

3 対策項目

新型インフルエンザ等対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策として、次の7項目を主な対策項目として定める。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

IV 危機管理体制	
1 危機管理体制の確立	

(1) 新型インフルエンザ等対策本部等の設置

① 小国町新型インフルエンザ等関係課連絡調整会議

全庁一体となった対策を推進するため、必要に応じて「小国町新型インフルエンザ等関係課連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を開催し、事前準備の進捗の確認、関係課等の連携確保等を行う。

〈実施体制〉

○発生段階ごと必要に応じて開催する。

○関係課・・・税務課、総務企画課、町民課、産業振興課、農林振興課、地域整備課、教育振興課、議会事務局、町立病院、健康福祉課

〈所掌事務〉

○新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び共有化並びに連携強化に関すること。

○新型インフルエンザ等発生に備えた対応策に関すること。

○その他対策を実施するために必要なこと。

② 小国町新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が国内で発生し、政府対策本部より緊急事態宣言がなされた場合には総合的かつ効果的な対策を推進するため、町長を本部長とする「小国町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等への対処方針、対策等を決定し、実施する。

また、国内発生早期以降は、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することができる。

〈実施体制〉

○緊急事態宣言がされた場合に町対策本部を設置する。

本部長・・・・・・町長

副本部長・・・・・・副町長

本部長・・・・・・教育長、各課（公所）等の長

事務局・・・・・・健康福祉課

〈所掌事務〉

○情報収集・分析に関すること。

○対策の決定及び実施に関すること。

○関係機関との連絡調整に関すること。

○その他対策を実施するために必要なこと。

【各課における業務】

担当課	担当業務
税務課	・ 必要な人員体制への協力
総務企画課	・ 町民への広報・啓発 ・ 庁内感染防止対策（来庁者含む） ・ 職員・家族等の健康状態の把握 ・ 報道機関との連絡調整 ・ 業務継続計画の策定及び管理 ・ 必要な人員体制の確保、調整 ・ 庁内会議やイベントの実施等についての判断
町民課	・ 食料品・生活必需品等の備蓄及び供給計画体制の整備 ・ 公共交通機関の運行状況等についての情報提供 ・ 円滑な埋火葬のための体制整備及び実施、遺体安置所の調整
健康福祉課	・ 連絡調整会議及び町対策本部の設置等、対策の総合調整 ・ 発生状況の把握・関係機関との連絡調整 ・ 感染予防必要物品の調達及び備蓄 ・ 相談窓口の設置 ・ 予防接種の体制整備及び実施 ・ 高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援 ・ 患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力 ・ 自宅療養者への支援の協力 ・ 保育園・施設等への周知、管理指導、連絡調整 ・ 医師会及び薬剤師会、町内医療機関との協議と協力依頼
産業振興課	・ 商工観光関係業務における感染防止対策の実施 ・ 事業所への周知、管理指導、連絡調整 ・ 所管する公の施設の臨時休館等の調整
農林振興課	・ 畜産関係業務窓口の設置 ・ 鳥類等における高病原性鳥インフルエンザ対策の情報収集
地域整備課	・ 上水道・下水道等のライフライン体制の維持、確保
教育振興課	・ 小中学校への周知、管理指導、連絡調整 ・ 所管する公の施設の臨時休館等の調整
議会事務局	・ 議員への情報提供
町立病院	・ 医師会及び薬剤師会・町内医療機関との連携 ・ 抗インフルエンザワクチンの流通状況の確認 ・ 予防接種の体制整備及び実施

2 関係機関の役割

(1) 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關する確な判断と対応が求められる。県は、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(2) 町

町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の推進、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關して地域の状況に応じた判断を行い、国、県等と連携し対策を実施する。町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関

町内の医療機関は、適切な医療を提供できるよう、院内感染対策や必要となる医療資機材の準備などを推進するとともに、あらかじめ診療継続計画の策定を進め、発生時に医療体制強化を含め、適切な医療提供を確保できるよう努める。

(4) 指定地方公共機関

新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有しており、確実に業務を継続するため、業務計画の作成・見直しを行うことが求められる。平時から対策の実施体制や関係機関との連携のほか、DXの推進やテレワークの活用など、必要となる取組みを検討し、準備を進める。

(5) 登録事業者

特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染予防対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般事業者

一般事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染症対策を行うことが求められる。新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

(7) 町民

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時
に取るべき行動など、その対策に関する正しい知識を得るとともに、基本的な感染症対策（換
気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対
策を実施するよう努める。

また、発生時に備えて、個人でもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備
蓄を行うよう努める。発生時には、発生の状況や実施されている対策についての情報を得て、
感染拡大防止に向けた個人レベルでの対策を実施するように努める。

V 各対策項目の考え方及び取り組み	
1 実施体制	

(1) 準備期

(1)－1 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康福祉課・関係課)

(1)－2 計画策定等による体制整備・強化

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じ見直す。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(健康福祉課)
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(総務企画課・関係課)
- ③ 新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。(健康福祉課)

(1)－3 関係機関等との連携の強化

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県との平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(健康福祉課・町民課)
- ② 新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関との間で、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。(健康福祉課)

(2) 初動期

(2)－1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部や県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(健康福祉課)
- ② 準備期における整理を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(総務企画課・関係課)

(2)－2 迅速な対策の実施に必要な予算の措置

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行等による財源を検討し、所要の準備を行う。(関係課)

(3) 対応期

(3)－1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(3)－1－1 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策事務の代行を要請する。(健康福祉課・町民課)
- ② 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(健康福祉課・町民課)

(3)－1－2 必要な財政上の措置

政府からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じ、地方債の発行等により、対策に要する財源を確保する。(関係課)

(3)－2 緊急事態宣言の手続き

緊急事態宣言がなされた場合、直ちに町対策本部を設置する。また、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(健康福祉課)

(3)－3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。(健康福祉課)

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

(1) - 1 新型インフルエンザ等の発生前における町民への情報提供・共有

- ① 国、県等から提供された情報や媒体を活用しながら、町民に対して平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行う。(健康福祉課)
- ② 県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(健康福祉課)
- ③ 保育施設や学校、職場等は、集団感染の発生により地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係機関等と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。(健康福祉課・教育振興課)

(1) - 2 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(健康福祉課)

(1) - 3 情報提供・共有体制の構築等

- ① 町民への情報提供・共有方法や、各種情報に関する相談窓口設置等の町民からの相談方法の整備、リスクコミュニケーションの在り方について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の町民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。(健康福祉課)
- ② 国からの要請を受けてコールセンター等を設置する準備を進める。(健康福祉課)

(2) 初動期

(2) - 1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等の情報に関して、準備期にあらかじめ検討した方法等を踏まえ、広報・ホームページ等利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、町民へ迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(総務企画課・健康福祉課)
- ② 県からの要請を受け、住民への情報提供に努める。特に、町民へ将来的な感染症の拡大・

まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方やオンラインやFAX処方等の受診方法があることを周知する。(健康福祉課・町立病院)

(2) - 2 情報提供・共有体制の構築等

- ① 国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q & Aの公表、町民向けの相談窓口の設置等を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(総務企画課・健康福祉課)
- ② 国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(健康福祉課)

(2) - 3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期に引き続き、感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、町民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(総務企画課・健康福祉課)

(3) 対応期

(3) - 1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 引き続き、(2) - 1 の情報提供・共有を行う。(総務企画課・健康福祉課)
- ② 県からの要請を受け、町民への情報提供を強化する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について周知する。(町民課・健康福祉課)

(3) - 2 情報提供・共有体制の構築等

国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(健康福祉課)

(3) - 3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期に引き続き、偏見・差別を防止するための啓発や、偽・誤情報への対応を実施する。(総務企画課・健康福祉課)

(3) - 4 政府のリスク評価に基づく情報提供方針の見直し

病原体の性状等の状況に応じ、以下のとおり対応する。

(3) - 4 - 1 封じ込めを念頭に対応する時期

町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政府判断の根拠を丁寧に情報提供する。

また、町民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、

個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組みが早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り、政府の示す科学的根拠等に基づき分かりやすく情報提供を行う。(総務企画課・健康福祉課)

(3)－4－2 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ① 政府が示す、病原体の性状等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直される場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。(健康福祉課)
- ② 子どもや若者、高齢者等、特定層が重症化しやすい特徴を有する場合には、病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく情報提供を行う。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得られるよう、丁寧な情報提供に努める。(健康福祉課)

(3)－4－3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力が得られるよう努める。(健康福祉課)

3 まん延防止

(1) 準備期

(1) - 1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に備えた理解や準備の促進等

- ① 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、平時から普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康福祉課)
- ② 新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別がつきにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、平時から、通常の予防接種が重要である旨周知する。(健康福祉課)
- ③ 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。(町民課・健康福祉課)

(1) - 2 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- ① 国や県からの要請を受け、関係機関等と連携して、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう、検討する。(健康福祉課)
- ② 国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。(健康福祉課)

(2) 初動期

(2) - 1 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(総務企画課)
- ② 県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。(町民課・健康福祉課)

(2) - 2 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。(健康福祉課)

(3) 対応期

(3) - 1 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- ① 国や県からの要請を受けて、医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。(健康福祉課)
- ② 国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(健康福祉課)
- ③ 国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、健康福祉課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を図る。(健康福祉課)
- ④ 国や県からの要請を受け、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行う。(健康福祉課)

4 ワクチン

(1) 準備期

(1) - 1 ワクチンの接種に必要な資材

平時から予防接種に必要な資材（表1参照）の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（健康福祉課・町立病院）

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

準備品	医師・看護師用物品
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 整理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ サージカルマスク ☐ 使い捨て手袋 ☐ フェイスガード ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	文房具類
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	会場設営物品
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン・パーテーション ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫/保冷バック・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫 ☐ 耐冷手袋等 ☐ 番号札 ☐ 脱衣かご

(1) - 2 ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たって、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性があり、随時事業者を把握するほか、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（健康福祉課）

(1) - 3 接種体制の構築

(1) - 3 - 1 接種体制

地区医師会及び町内医療機関等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康福祉課・町立病院)

(1) - 3 - 2 特定接種

国が行う登録事業者の登録に協力する。特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対し、集団的な接種を原則として、速やかに接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉課)

(1) - 3 - 3 住民接種

平時から迅速な予防接種等を実施するための準備を行う。(健康福祉課)

- ① 国や県の協力を得ながら、町内に住所を有する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外での接種を可能にするよう取組みを進める。
- ③ 速やかに接種できるよう、地区医師会及び町内医療機関等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- ④ 平時から予防接種ができる施設や機関の確認を行い、接種を実施する場合は速やかに接種できるよう準備を進める。(表2・表3参照)

表2 集団接種を行う施設

施設名	住 所
小国町健康管理センター	小国町大字あけぼの1-1

表3 個別接種を行う機関及び集団接種協力を要請する機関

機関名	住 所
田中クリニック	小国町大字小国町170-2
あけぼのブナの森診療所	小国町大字あけぼの2-7-12
小国町立病院	小国町大字あけぼの1-1

(1) - 4 情報提供・共有

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「VaccineHesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うと共に、被接種者等が持つ疑問や不安

に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向的な取組みを進める。(健康福祉課)

(2) 初動期

(2) - 1 接種体制

(2) - 1 - 1 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康福祉課)

(2) - 1 - 2 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町内医療機関等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地区医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康福祉課)

(2) - 1 - 3 住民接種

- ① 住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(健康福祉課)
- ② 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが想定されるため、全庁的な実施体制の確保を行う。(健康福祉課・関係課)
- ③ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町内医療機関等の協力を得て、その確保を図る。(健康福祉課)
- ④ 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を構築する。(健康福祉課)

(3) 対応期

(3) - 1 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康福祉課・町立病院)

(3) - 1 - 1 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉課・町立病院)

(3) - 1 - 2 住民接種

- ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康福祉課)
- ② 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、

接種に関する情報提供・共有を行う。(健康福祉課)

- ③ 感染状況を踏まえ、必要に応じ、接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医療機関等団体と連携し、接種体制を確保する。(健康福祉課)
- ④ 地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、政府が整備するシステム等も活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康福祉課)

(3) - 2 情報提供・共有

自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、町民に対し迅速・正確な周知・共有を行う。(健康福祉課)

(1) 準備期

(1) - 1 多様な主体との連携体制の構築

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や県内市町村、医療機関や医療関係団体、消防機関等との意見交換や必要な調整を通じ、連携を強化する。(健康福祉課)
- ② 県が実施する健康観察の体制整備に協力する。(健康福祉課)

(2) 初動期～対応期

(2) - 1 主な対応業務の実施

(2) - 1 - 1 健康観察及び生活支援

- ① 県が実施する健康観察に協力する。(健康福祉課)
- ② 当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(健康福祉課)

6 物資

(1) 準備期～初動期

(1)－1 感染症対策物資の備蓄等

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
（町民課・健康福祉課）
- ② 国及び県からの要請を受けて、消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（町民課）

(2) 対応期

(2)－1 感染症対策物資の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資の備蓄状況等を随時確認する。
（町民課・健康福祉課）

7 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 準備期

(1) - 1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(関係課)

(1) - 2 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、政府の取組みも踏まえながらDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(関係課)

(1) - 3 物資及び資材の備蓄及び流通

- ① 平時から備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(町民課・健康福祉課)

- ② 事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(産業振興課・健康福祉課)

(1) - 4 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(健康福祉課)

(1) - 5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ① 県の火葬体制を踏まえ、地域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。
(町民課)

- ② 県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。
(町民課)

(2) 初動期

(2) - 1 遺体の火葬・安置

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(町民課)

(3) 対応期

(3)－1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

(3)－1－1 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康福祉課・教育振興課）

(3)－1－2 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者・障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉課・町立病院）

(3)－1－3 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。（教育振興課）

(3)－1－4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（関係課）
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係課）
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（関係課）
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資や役務、または町民経済上重要な物資や役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（関係課）

(3)－1－5 埋葬・火葬の特例等

- ① 県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（町民課）
- ② 県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えるこ

とが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(町民課)

(3) - 2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(3) - 2 - 1 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(関係課)

(3) - 2 - 2 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(地域整備課)

【用 語 解 説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

人に感染するインフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2 つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

○ 業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。

○ 緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○ 緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

○ 個人防護具

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ 指定地方公共機関

特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

○ 住民接種

特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な

被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

○ 登録事業者

医療の提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けている者（病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新型インフルエンザ等医療提供を行う医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等）

○ 特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

○ 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足る正当な理由のある者」が該当。）。発生した

新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

○ VaccineHesitancy（ワクチンヘジテンシー）

日本語訳「ワクチン忌避」「予防接種の躊躇」等